



2021 年 10 月 15 日

「LT 会」会報第 21-13 号（総 223 号）

LT グループ

マイカー業務利用における個人所得税の処理とリスクについて

いわゆる「マイカー業務利用」とは、会社の保有車両台数が不足するなかで、購買部や管理部など頻繁に車両を利用する間接部署において、社員個人が自分の保有する車を会社の業務に使用し、会社が社員にリース料又は手当として、或いはガソリン代、有料道路代、自動車修理代、保険料等の費用を精算する一種の経済行為をいう。

会社が社員のマイカーを使用する方法には、次の 3 つのケースがある。

一つ目は、会社が社員とマイカーリース契約を締結し、会社が社員の車を賃借し、相応のリース料を支払うというものである。二つ目は、会社が直接社員に手当を支給するか、発票に基づいて一定の費用を精算するというものである。三つ目は会社と社員がマイカー業務利用協議書を締結して賃借料を決定し、ガソリン代、有料道路代、駐車場代等の費用を会社が負担するというものである。

これら 3 種類の方法毎に社員の個人所得税への影響は異なる。具体的には次のとおりである。

(1) マイカーリース契約を締結した場合の個人所得税の処理

会社と社員がマイカーリース契約を締結した場合、会社が支払うリース料等の費用について、社員は税務機関に発票代理発行申請し、取得した車両リース料収入を「財産賃貸所得」として個人所得税を計算する。財産賃貸所得は毎回の収入が 4,000 人民元を超えない場合には、経費を 800 人民元とする。4,000 人民元以上の場合には、20%の経費を差し引き、その残額を課税所得とし、20%の比例税率を適用する。同時に、所得者に所得を支払う組織又は個人は源泉徴収義務者となる。

「個人所得税法」原文抜粋

第2条 次の各号に規定する個人所得については、個人所得税を納付しなければならない。

(7) 財産賃貸所得

第3条 (3)利息、配当、割増配当所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得及び一時所得には、比例税率を適用し、税率は20%とする。

第6条 (4)財産賃貸所得については、毎回の収入が4,000人民元を超えない場合には、経費800人民元を控除し、4,000人民元を超える場合には、20%の経費を控除し、その残額を課税所得額とする。

第9条 個人所得税は所得者を納税者とし、所得を支払う企業又は個人を源泉徴収義務者とする。

納税者は中国公民身分番号がある場合、中国公民身分番号を納税者識別番号とする。納税者に中国公民身分番号がない場合には、税務機関がその納税者に識別番号を与える。源泉徴収義務者が税金を源泉徴収する際、納税者は源泉徴収義務者に納税者識別番号を提供しなければならない。

「個人所得税法实施条例」原文抜粋

第6条 個人所得税法に定める個人所得税の範囲は、次の各号のとおりとする。

(7)財産賃貸所得とは、個人が不動産、機器設備、車両、船舶及びその他の財産を賃貸することにより取得する所得をいう。

(2) 社員に直接車両手当を支給した、或いは社員による発票に基づいた一定の経費精算を許可した場合の個人所得税の処理

「個人所得税法实施条例」及び「国家税務総局の個人車両の業務利用制度の改革により取得する補助収入の個人所得税課税問題に関する通達」（国税函〔2006〕245号）の関連規定によれば、会社が社員とマイカーリース契約を締結せず、マイカー業務利用協議書も締結しないまま、社員に車両補助を支給した、或いは社員による発票に基づいた一定の経費精算を許可した場合、社員は「賃金・給与所得」に応じて個人所得税を計算する。

「個人所得税法实施条例」原文抜粋

第6条 個人所得税法に定める個人所得税の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 賃金、給与所得とは、個人が職務就任又は雇用により取得する賃金、給与、賞与、年末加給金、労働配当、手当、補助金及び職務就任又は雇用に関連するその他の所得をいう。

「国家税務総局の個人車両の業務利用制度の改革により取得する補助収入の個人所得税課税問題に関する通達」（国税函〔2006〕245号）原文抜粋

1. 車両の業務利用に関わる制度改革により、現金、精算等の方法で社員個人に支払う賃金は、いずれも個人が車両の業務利用手当収入を取得したと見なし、「給与・賃金所得」に応じて個人所得税を課税する。

(3) マイカー業務利用協議書を締結した場合の個人所得税の処理

会社が社員とマイカー業務利用協議書を締結し、協議書に一定額の形式で定められた会社が負担すべきガソリン代（例えば、1キロ当たりn元）、及び有料道路料金、駐車料金等の実費経費は、社員が会社の職務就任又は雇用に関連して得たその他の所得には当たらず、原則的に社員は個人所得税を納付しなくて良いものである。LTが蘇州の税務局に確認したところも、この場合は、個人所得税の納付は不要との見解である。なお、各地域での実際の取扱方法が異なるため、具体的には当地の税務局の規定に準ずる。

上記を踏まえ、会社と社員の間で実際の需要に応じてより適切な車両利用方法を選択し、不必要な税務リスクを回避することが求められると言えるでしょう。

(4) マイカー業務利用のリスクについて

マイカー業務利用時、次のリスクが伴うため、企業及び従業員としては認識を共有する必要がある。

①自動車保険の付保金額が十分かどうかということである。運転手の責任で事故を起こした場合、一人死亡事故の賠償金額は150万元程度（上海の場合。地域等によって賠償基準が異なる）であり、マイカーの商業保険について、第三者賠償上限金額を200万元以上に確保するほうが良い。

②事故相手側の全責任の場合、相手車両の保険付保状況によるが、強制保険しかない場合、最低付保金額（死亡事故18万元まで）しか出ず、運転手の重大負傷又は死亡の責任は会社が負うリスクがある。

③中国の場合、自動車所有者が連帯責任を負うので、重大事故が起こった時、保険金受領までの治療費などの立て替え、負傷者の家族への対応、裁判の対応などが非常に大変である。

④運転手の運転免許更新及び交通違反の減点状況のチェック体制の整備も必要である。

以上